

**適合証明（フラット35）業務検査手数料表**

令和 3年4月改定（単位：円 税込）

■ 新築住宅・賃貸住宅（一戸建て・連続建て・重ね建て）

区分	利用制度	設計検査料	中間現場検査料	竣工現場検査料
① 確認検査申請と 同時申請	一般	4,500/戸	6,600/戸	7,700/戸
	優良住宅 支援制度利用	6,600/戸	7,700/戸	8,800/戸
	※1 耐震性利用	20,900/戸	7,700/戸	8,800/戸
	※2 省エネルギー性A利用 (一次エネルギー消費量等級5)	17,600/戸	7,700/戸	8,800/戸
	※3 省エネルギー性B利用 (一次エネルギー消費量等級 及び断熱等性能等級4)	17,600/戸	7,700/戸	8,800/戸
	竣工特例	22,000/戸（優良住宅支援制度利用 27,500）		
	変更手数料	5,500/戸		
注意) <ul style="list-style-type: none"> <li>各現場検査において、建築基準法上の検査と同時に行えない場合は、②の区分となります。</li> <li>中間現場検査において、他社にて設計検査合格物件は、②の区分となります。</li> <li>竣工現場検査において、他社にて中間現場検査合格物件は、②の区分となります。</li> <li>優良住宅支援制度利用の検査料は区分毎に必要です。</li> <li>設計検査終了後に優良住宅支援制度利用に変更される場合は、別途変更手数料が必要です。</li> </ul> ※1：適合証明業務において耐震性利用の場合（確認申請添付図書と兼用できない場合） <span style="background-color: yellow;">スパン表のみ利用の場合は 5,500 円割引いたします。（要相談）</span> ※2：適合証明業務において優良住宅支援制度で省エネルギー性A利用の場合 ※3：適合証明業務において優良住宅支援制度で省エネルギー性B利用の場合				
② 適合証明のみ または、他機関 で申請されたもの	一般	12,100/戸	13,200/戸	14,300/戸
	優良住宅 支援制度利用	13,200/戸	14,300/戸	15,400/戸
	竣工特例	44,000/戸（優良住宅支援制度利用 49,500）		
	変更手数料	11,000 円/戸		
注意) <ul style="list-style-type: none"> <li>★優良住宅支援制度で、①の区分の※1 耐震性、※2 又は※3 省エネルギー性を利用される場合、設計検査料は優良住宅支援制度利用の料金に、①の区分の※1、※2、※3の料金を加算致します。</li> <li>各現場検査において、当社が規定するA地域・B地域の物件は、別途出張手数料が必要です。</li> <li>中間現場検査において、当社にて設計検査合格物件かつ建築基準法上の中間検査と同時に行えるものは、①の区分となります。</li> <li>竣工現場検査において、当社にて中間現場検査合格物件かつ建築基準法上の完了検査と同時に行えるものは、①の区分となります。</li> <li>優良住宅支援制度利用の検査料は区分毎に必要です。</li> <li>設計検査終了後に優良住宅支援制度利用に変更される場合は、別途変更手数料が必要です。</li> </ul>				

■ 新築住宅・賃貸住宅（共同建て）

（単位：円 税込）

区分	利用制度	設計検査料	維持管理申請	竣工現場検査料
① 確認検査申請と 同時申請	一般	2,300/戸	3,400/棟	4,500/戸
	優良住宅 支援制度利用	3,400/戸	3,400/棟	5,500/戸
	※1 耐震性利用	17,700/戸	3,400/棟	5,500/戸
	※2 省エネルギー性利用 (一次エネルギー消費量等級5)	14,400/戸	3,400/棟	5,500/戸
	※3 省エネルギー性B利用 (一次エネルギー消費量等級 及び断熱等性能等級4)	14,400/戸	3,400/棟	5,500/戸
	変更手数料	5,500/戸		
	注意) ●各現場検査において、建築基準法上の検査と同時に行えない場合は、②の区分となります。 ●維持管理基準適合申請において、他社にて設計検査合格物件は、②の区分となります。 ●竣工現場検査において、他社にて中間現場検査合格物件は、②の区分となります。 ●優良住宅支援制度利用の検査料は区分毎に必要です。 ●設計検査終了後に優良住宅支援制度利用に変更される場合は、別途変更手数料が必要です。  ※1：適合証明業務において耐震性利用の場合（確認申請添付図書と兼用できない場合） スパン表のみ利用の場合は5,500円割引いたします。（要相談）  ※2：適合証明業務において優良住宅支援制度で省エネルギー性A利用の場合 ※3：適合証明業務において優良住宅支援制度で省エネルギー性B利用の場合 【戸数・パターンによる別途相談要】			
② 適合証明のみ または、他機関で 申請されたもの	一般	5,500円/戸	11,000円/棟	11,000円/戸
	優良住宅 支援制度利用	6,600円/戸	11,000円/棟	12,100円/戸
	変更手数料	11,000円/戸		
	注意) ★優良住宅支援制度で、①の区分の※1耐震性、※2又は※3省エネルギー性を利用される場合、設計検査料は優良住宅支援制度利用の料金に、①の区分の※1、※2、※3の料金を加算致します。 ●各現場検査において、当社が規定するA地域・B地域の物件は、別途出張手数料が必要です。 ●中間現場検査において、当社にて設計検査合格物件かつ建築基準法上の中間検査と同時に行えるものは、①の区分となります。 ●竣工現場検査において、当社にて中間現場検査合格物件かつ建築基準法上の完了検査と同時に行えるものは、①の区分となります。 ●優良住宅支援制度利用の検査料は区分毎に必要です。 ●設計検査終了後に優良住宅支援制度利用に変更される場合は、別途変更手数料が必要です。  【戸数・パターンによる別途相談要】			

## 中古住宅適合証明（フラット35）業務検査手数料表

令和 3年4月改定（単位：円／戸 税込）

### ■ 既存（中古）住宅（一戸建て・連続建て・重ね建て）

種別	利用制度	検査手数料
一戸建て	一般	44,000円 / 戸
	優良住宅支援制度利用	49,500円 / 戸

注意)

- ・建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物は、別途耐震診断費用(33,000円～/戸)が必要となります。
  - ・設計図書及び検査済証の無い建築物は、別途調査費用(22,000円～/戸)が必要となります。
  - ・優良住宅支援制度をご利用の場合、性能評価未取得物件は別途調査費用が必要となります。
  - ・当社が規定するA・B又は協議の必要な地域の物件は、別途出張手数料が必要です。
- ※上記いずれかに該当する建築物は、必ず事前にご相談ください。(事前相談無しでは受付できません)

### ■ 既存（中古）共同住宅（共同建て）

種別	利用制度	検査手数料	検査手数料
		(公庫情報登録無)	(公庫情報登録有)
共同建て	一般	44,000円 / 戸	27,500円 / 戸
	優良住宅支援制度利用	49,500円 / 戸	49,500円 / 戸

注意)

- ・建築確認日が昭和56年5月31日以前の建築物は、別途耐震診断費用が必要となります。
  - ・設計図書及び検査済証の無い建築物は、別途調査費用が必要となります。
  - ・優良住宅支援制度をご利用の場合、性能評価未取得物件は別途調査費用が必要となります。
  - ・当社が規定するA・B又は協議の必要な地域の物件は、別途出張手数料が必要です。
- ※上記いずれかに該当する建築物は、必ず事前にご相談ください。(事前相談無しでは受付できません)